

令和7年度 東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣 募集要項

1 趣旨

企業等が、労働者の育児・介護や病気治療と仕事の両立支援等をはじめとした、職場における働き方の見直しや処遇改善等に取り組むことによる、働きやすい職場環境づくりの推進を支援するため、専門家の派遣を希望する中小企業等を募集します。

2 内容

職場の働き方の見直しに関するお悩みをお持ちの企業に東京都が専門家（社会保険労務士または中小企業診断士）を派遣し、助言を行います。

【1】派遣料：無料

【2】派遣回数：（1）から（3）の取組メニューに対して最大5回

すべての取組メニューを選択すると最大15回

【3】派遣時間：1回につき原則30分以上2時間以内

【4】派遣期間：派遣を決定してから令和8年3月31日（火曜日）まで

【5】助言内容（取組メニュー・項目）

取組メニュー		派遣回数
1	働きやすい職場環境づくりに関すること 次のア～キの項目からさらに選択 ア) 育児と仕事の両立推進に関すること イ) 介護と仕事の両立推進に関すること ウ) 病気治療と仕事の両立推進に関すること エ) 非正規労働者の雇用環境の改善に関すること オ) 働き方・休み方の改善に関すること カ) ハラスメントの防止対策推進に関すること キ) その他雇用環境整備の推進に関すること	最大5回
2	賃金制度・賃上げに関すること	最大5回
3	フリーランスの就業環境の整備に関すること (フリーランスの方からの相談は受け付けておりません。)	最大5回

3 申請要件

申請を希望する企業（個人事業主を含む。）は、下記の要件を満たしている必要があります。

（１） 都内で事業を営んでいること。

法人においては本店又は支店・営業所等（以下、「事務所」という。）が都内にあることとし、個人においては事業所地が都内であることとします。ただし、都内の本店又は事務所に営業実態がなく、東京都に対して法人住民税を申告納付していない場合を除きます。

（２） 常時雇用する労働者の数が３００人以下の企業、一般社団法人及び一般財団法人等であること。

常時雇用する労働者とは次の①から③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 有期雇用の場合、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

③ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等の法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第２の「公益法人等」に該当するもの（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、または同法別表第３の「協同組合等」に該当するもの、労働者協同組合法（令和２年法律第７８号）に規定する労働者協同組合（ただし、法人税法別表２の「公益法人等」及び同法別表３の「協同組合等」に該当するものを除く。）等を含みます。ただし、法人税法別表第２については、次の①から③のいずれかを満たすものは除きます。

① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）

② 特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）

（３） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

（４） 東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号）第２条第２号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、同条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。

（５） 働きやすい職場環境づくり推進取組計画（以下「取組計画」という。）を策定し、取り組む予定があること。

（６） 過去に当専門家派遣を申請し、支援中止の決定を受け、辞退の理由に正当性が認められないと決定を受けている場合、支援中止の決定の日から３か月を経過し、かつその事由が解消されたと認められること。

（７） 過去に当専門家派遣を申請し、支援決定の取消しを受けている場合、支援決定の取消しの日から３か月を経過し、かつその事由が解消されたと認められること。

【申請に係る注意事項】

- 同時期に、企業等が東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等を利用しており（または利用する予定があり）、奨励金等の事業の内容と、当専門家派遣の取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。
- 企業等及び企業等の代表者は1回の申請につき、複数の取組メニュー・項目を選択することができます。また、同一年度内においては、先に申請した派遣がすべて終了した後であれば、既に実施している取組メニュー・項目と重複しない取組メニュー・項目に限り、新たに申請できます。
- 企業等及び企業等の代表者は、魅力ある職場づくり推進奨励金に係る専門家派遣（以下、「魅力ある職場づくり専門家派遣」という。）と当専門家派遣を同時に利用することができません。（当専門家派遣への申請に係る派遣が終了した後でなければ、魅力ある職場づくり専門家派遣を新たに申請することができません。また、魅力ある職場づくり専門家派遣の申請に係る派遣が終了した後でなければ、当専門家派遣を新たに申請することができません。）
- 「魅力ある職場づくり専門家派遣」を同時に利用していないか確認することがあります。

4 専門家派遣の流れ

申込み	職場事前訪問	派遣の決定	専門家の派遣	派遣の終了
●本社所在地（または都内事務所）を管轄する東京都労働相談情報センター・各事務所へ、必要書類をオンライン申請または郵送でご提出ください。	●東京都の職員が、課題等についてヒアリングを行います。	●専門家の派遣を決定し、通知します。	●専門家が企業に訪問し、助言を行います。 ●オンラインによる助言も可能です。	●全派遣終了後1か月以内に取組結果報告書をご提出ください。令和8年3月に終了した場合は、令和8年4月10日までに提出ください。

【派遣に係る注意事項】

- 事前訪問から専門家派遣までは、おおむね1か月程度かかります。申請状況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。
- 職場事前訪問によるヒアリング等で申請の取組内容等を確認し、専門家派遣の可否について決定し、通知いたします。職場事前訪問の結果によっては、派遣の決定をしないことがありますのでご了承ください。
- 顧問や交流のある社会保険労務士または中小企業診断士を指名することも可能です。ただし、東京都社会保険労務士会または一般社団法人東京都中小企業診断士協会の会員である専門家に限ります。特定の専門家を指名する場合、申請前に指名する専門家の内諾をお取りいただき、その旨を申請書にご記入ください。
なお、顧問契約を締結している専門家を指名する場合で、顧問契約業務に本事業で取り組む内容が含まれている場合には、顧問の専門家を指名することはできません。顧問契約の業務に含まれるか否かは、契約書等で確認をします。
- 1回の派遣で1つの取組メニューに係る相談ができます。1回の派遣で複数の取組メニューに係る相談は実施で

きません。同日中に、別の取組メニューについて相談したい場合は、取組メニューごとに時間を区切り、派遣を別途受けることとしてください（ただし、派遣 1 回あたり 30 分以上の相談を実施してください。）。

なお、同一の取組メニューに係る派遣を同日に複数回行うことはできません。

- 就業規則の見直しや作成に取り組まれる場合、専門家は作成に向けた助言を行います。就業規則の作成は企業で行ってください。専門家にすべてをお任せすることはできません。
- 専門家への相談や質問は専門家の訪問時間中のみとし、訪問時間外にメールや電話等での相談や質問は行わないでください。また、専門家へ持ち帰り作業が必要になる依頼も行わないでください。
- 助成金・奨励金等の申請等に関わる質問・相談はできません。
- オンラインでの助言にも対応していますので、ご希望の場合は申請書にその旨をご記入ください。なお、派遣する専門家によっては対応できない場合もあります。
- 本事業により就業規則等の規程を改定、作成した場合には、完成しているか否かにかかわらず、成果物として専門家を通じて提出をお願いします。
- 専門家派遣がすべて終了した後、1 か月以内に取組結果報告書をご提出ください。
（令和 8 年 3 月に終了した場合は、令和 8 年 4 月 10 日までにご提出ください。）

5 申請方法

（１）申請受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）から令和 8 年 1 月 31 日（土曜日）まで（消印有効）

※ 上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

（２）申請先

①オンライン申請

下記（３）の書類データを、「LoGo フォーム」からご提出ください。

※事前に「LoGo フォーム」にてアカウント登録を行う必要があります。

※申請方法等の詳細は「TOKYO はたらくネット」をご確認ください。

[\(https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/\)](https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/)



②郵送による申請

下記（３）の書類を、企業等の本社所在地（または都内事業所）を管轄する東京都労働相談情報センターまで、郵送でご提出ください。

（３）申請書類

- ① 申請書（様式第 1 号） 原本 1 部
- ② 取組計画（様式第 1 号の 2） 原本 1 部
- ③ 顧問契約書【顧問の社会保険労務士または中小企業診断士を指名する場合のみ】
..... 写し 1 部

※ 様式の入手方法

「TOKYO はたらくネット」よりダウンロードしてください。

[\(https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/\)](https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/)



(お問合せ・申請窓口)

事務所	住所	電話番号	管轄地域
労働相談情報センター (飯田橋)	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 9 階	03 (5211) 2248	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、 中野区、杉並区、島しょ
大崎	〒141-0032 品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2 階	03 (3495) 4872	港区、品川区、目黒区、大田区、世田 谷区
池袋	〒170-0013 豊島区東池袋 4-23-9	03 (5954) 6505	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋 区、練馬区
亀戸	〒136-0071 江東区亀戸 2-19-1 カメラアプラザ 7 階	03 (3682) 6321	台東区、墨田区、江東区、足立区、 葛飾区、江戸川区
多摩	〒190-0023 立川市柴崎町 3-9-2 6 階	042 (595) 8790	多摩地域の市町村全域 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹 市、青梅市、府中市、昭島市、調布 市、町田市、小金井市、小平市、日野 市、東村山市、国分寺市、国立市、福 生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東 久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲 城市、羽村市、あきる野市、西東京 市、西多摩郡

※本社所在地と派遣先所在地が異なる場合は、原則として派遣先所在地の管轄地域がお問合せ先・申請窓口になります。

6 その他

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行条例」及びその他の関係法令を遵守します。

なお、一度提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

「取組メニュー 3 賃金制度・賃上げに関すること」の派遣を実施した場合には、東京都が実施する「東京都中小企業制度融資」の優遇制度を利用することができます。

詳しくは東京都産業労働局 HP をご覧いただくか
産業労働局金融部金融課までお問い合わせください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/>

